

## 複数の払戻請求書でお引出しのお客さまへ

口座からの払戻請求書のお引出しで、払戻請求書が 2 枚以上に分かれている場合、**金種のご指定がなくても 1 件ごとに現金をお渡しする場合は**、一括でお引出しする場合の枚数との差（一万円券を除く）により「**金種指定払戻し手数料**」を申受けいたします。

### 【 ケース 1 】

A口座から 27,000 円のお引出しで、9,000 円、9,000 円、9,000 円の 3 枚の払戻請求書のご提示があり、1 件ごとに現金をお渡しする場合。

- ・合計で、一万円券を 0 枚、五千円券を 3 枚、千円券を 12 枚のお渡しとなります。(①)
- ・一方、27,000 円の払戻請求書 1 枚で金種のご指定がない（一括の）場合は、一万円券を 2 枚、五千円券を 1 枚、千円券を 2 枚のお渡しとなります。(②)

差枚数を計算（一万円券を除く）すると、

（五千円券と千円券）  $15 - 3 = 12$  枚

→ ①の合計枚数 15 枚から、②の合計枚数 3 枚を差し引く

結果、お渡し枚数が 12 枚多くなり、**550 円（消費税込み）の手数料**がかかります。

### 【 ケース 2 】

A口座から 27,000 円のお引出しで、9,000 円、9,000 円、9,000 円の 3 枚の払戻請求書のご提示があり、お通帳には 1 件ごと合計 3 行記帳し、現金は一括で 27,000 円をお渡しする場合。

払戻請求書が分かれていても、現金を一括でお渡しする場合、手数料はかかりません。

たいへんお手数をおかけいたしますが、現金お引出しの際には、できる限り払戻請求書と お引出しされる現金をまとめていただきますよう、お願いいたします。

以 上

